



2022年12月12日

各位

会社名：株式会社システム デイ
代表者：代表取締役会長 藤田 雅己
(コード番号：3804)

問合せ先：専務取締役管理本部長 堂山 遼
電話：075-256-7777 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月12日開催の取締役会において、2023年1月27日開催予定の第41期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>第18条</u> <u>〔株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供〕</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<削除>

<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第18条 <u>〔電子提供措置等〕</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年1月27日
定款変更の効力発生予定日	2023年1月27日

以上